

下関市監査委員公表第1号  
令和5年(2023年)1月10日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文  
同 秋 森 和 也  
同 福 田 幸 博  
同 香 川 昌 則

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
保 健 部	保健医療政策課、地域医療課、生活衛生課、試験検査課、健康推進課（8保健センターを含む）、動物愛護管理センター
議 会 事 務 局	庶務課、議事課

2 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和4年11月1日から同年12月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

## 6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。

保健部 保健医療政策課	
[指摘事項]	(1) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。
[意見]	なし
保健部 地域医療課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
保健部 生活衛生課	
[指摘事項]	(1) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。
[意見]	なし
保健部 試験検査課	
[指摘事項]	(1) 一般公衆浴場の水質検査手数料について、下関市手数料条例第4条第2項に規定する「市長は、必要があると認めるときは、手数料を減免することができる」を適用し、減免を行っているが、この適用に関する意思決定を市長決裁によらず部長専決事項と誤認し事務処理を行っていた。適正に事務処理されたい。

	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>保健部 健康推進課（8保健センターを含む）</b></p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市保健センターの冷暖房施設及びガス器具（以下「設備等」という。）の使用に係る実費弁償金の徴収について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 保健センターの施設の使用者が設備等を使用する場合には、下関市保健センターの使用等に関する要綱の規定により、設備等（冷暖房施設・ガス器具）使用申込書を提出しなければならないが、当該申込書を提出することなく、設備等を使用している事例があった。</p> <p>イ 設備等の使用に係る実費弁償金の減免の意思決定を、下関市事務決裁規程において部長等専決事項として規定されているにもかかわらず、課長の決裁で行っていた。</p> <p>(2) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。</p> <p>(3) 彦島保健センターの土地に係る行政財産の目的外使用許可において、交付した許可書の使用期間に誤りがあった。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>保健部 動物愛護管理センター</b></p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>議会事務局</b></p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 交際費の支出については、一般交際費、慶弔費及び諸行事協賛費として毎月15万円を資金前渡職員へ支出し、1月が経過するごとに精算を行っている。その支出事務において、下関市契約規則に規定する予定価格の決定、見積書の徴収など契約手続を行うことなく経費を支出したのが見受</p>

けられた。適正に事務処理されたい。

(2) 食糧費の支出について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 給茶機 2 台で使用するお茶とコーヒーを一者選定の随意契約により毎月購入しているが、仕様書及び見積書においてそれぞれの数量は具体的に明示されておらず、また、購入額は毎月同額 (29,160 円 (13,500 円 × 2 台 × 1.08) ) となっていた。

イ 食糧費の執行伺書に、業者選定理由として、「お茶やコーヒーを購入することで給茶機の無料貸出を受けることができる業者が他にないため」と記載しているが、毎年調査しているとした同業他社の資料が保管されていなかった。

ウ 給茶機の設置について、平成 29 年 4 月 1 日付けで議会事務局が相手方と締結した「飲料機器貸与に関する契約書」は、市長名で契約締結がなされておらず、当該契約書の位置づけが不明確であった。

エ ウの契約は、給茶機の利用について「フリープラン 13,500 円」という内容で申込みをしたこととなっており、その金額は、当該給茶機の利用料金、保守点検費及び飲料補充代が含まれたものとなっていたが、賃貸借料として支出すべき経費も食糧費として毎月支出されていた。

[意見]

なし

以上